



教特課第166号
平成21年11月18日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会特別支援教育課長
(公 印 省 略)

肢体不自由特別支援学級における身体の動きに関する指導について (通知)

日ごろは本県特別支援教育の推進・充実に御支援・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

本県では、近年、肢体不自由特別支援学級の設置が進み、各市町村の熱心な取組により、障害に応じた施設設備の改善、支援体制の充実が図られつつあります。

つきましては、肢体不自由特別支援学級の自立活動における身体の動きに関する指導に関して、次の事項を踏まえ、児童生徒の保健及び安全に留意していただけますよう、管内の小中学校に周知をお願いします。

- 1 学校全体として、組織的、計画的な指導体制を整えること。
- 2 児童生徒の障害の状態や発達段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うこと。
- 3 児童生徒の障害の状態により、必要に応じて、整形外科等専門の医師及びその他の専門家（理学療法士、作業療法士等医療関係者）の指導・助言を求めること。
- 4 日々の指導においては、児童生徒の体調等を把握の上、状況を確認しつつ慎重に行うこと。

<参考>

・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月 告示）

第1章 総則 第2節 教育課程の編成

第1の4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関係を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

第7章 自立活動

第3の7 児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。



教特課第166号
平成21年11月18日

各小中学校長 殿

徳島県教育委員会特別支援教育課長
(公 印 省 略)

肢体不自由特別支援学級における身体の動きに関する指導について（通知）

日ごろは本県特別支援教育の推進・充実に御支援・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

本県では、近年、肢体不自由特別支援学級の設置が進み、各市町村の熱心な取組により、障害に応じた施設設備の改善、支援体制の充実が図られつつあります。

肢体不自由特別支援学級の設置校においては、児童生徒の障害の状態に応じた教育課程の編成をしていただくとともに、適切な指導・支援に努力をしていただいておりますが、自立活動における身体の動きに関する指導につきましては、次の事項を踏まえて児童生徒の保健及び安全に十分留意してください。

- 1 学校全体として、組織的、計画的な指導体制を整えること。
- 2 児童生徒の障害の状態や発達段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うこと。
- 3 児童生徒の障害の状態により、必要に応じて、整形外科等専門の医師及びその他の専門家（理学療法士、作業療法士等医療関係者）の指導・助言を求めること。
- 4 日々の指導においては、児童生徒の体調等を把握の上、状況を確認しつつ慎重に行うこと。

<参考>

・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月 告示）

第1章 総則 第2節 教育課程の編成

第1の4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関係を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

第7章 自立活動

第3の7 児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めするなどして、適切な指導ができるようにするものとする。